



新潟市議会議員
ナカヤマ ヒトシ

中山均 通信

号外（能登半島地震被害支援制度特集）
2024年2月

真砂事務所：〒950-2074 西区真砂1-21-46
大野町事務所：〒950-1111 西区大野町2939-1
TEL:230-6442 /FAX:377-2013
メール: office.nakayama14@gmail.com

住宅の被害認定基準と新潟市の主な支援制度の概要（2月9日現在 中山作成）

最新情報は↓ 	①住宅の応急修理 （受付3/29まで）	②住宅等修繕 （①以外の工事も対象）	③家屋等の 解体撤去	④一時的な転居 （1）市営住宅 （2）賃貸住宅	⑤住宅の建替・購入	⑥転居費用支援	⑦生活再建支援	⑧上下水道料金の 減免 （1）免除 （2）漏水分減額	⑨被災ブロック塀等 の撤去
	各欄に太字記載の数字は各段階の支援最大額、単位は万円。補助率の上限があるものもあります。裏面も併せてご覧ください。								
全壊 家屋の全部または一部の階が倒壊 傾斜(※)1/20以上など	170.6	100			100	15	400		20
大規模半壊 損害割合40～50% 傾斜1/60～1/20など	170.6	100	公費解体	(1) 市営住宅	100	15	300		20
中規模半壊 損害割合30～40%など	120.6	50		(2) 賃貸住宅	50	15	150	(1) 免除	20
半壊 損害割合20～30% 傾斜1/100～1/60など	120.6	50				15	50		20
準半壊 損害割合10～20%など	64.3	30							20
一部損壊 上記までの被害未達		10							20
損壊無し								(2) 漏水分減額	20
担当課または 問合せ先	公共建築課 226-2880		循環社会推進課 226-1391 廃棄物対策課 226-1411	住環境政策課 (1)市営住宅: 226-2817 (2)賃貸型応急住宅: 226-2813	建築保全課 226-2864	住環境政策課 226-2813	福祉総務課 226-1169	水道局 コールセンター 0120-411-002	建築行政課 226-2841

※:「傾斜」については、下げ振りの垂直長さに対して、水平寸法のずれの割合。たとえば垂直120cmに対し、水平ずれが6cmの場合は「1/20」。

【罹災証明書交付の流れと被災相談窓口】

- 現在(2/6～)、家屋被害認定調査済証をお渡ししたのち、調査済みから7日経過後に「被災相談窓口」で罹災証明書の受取りが可能になっています。
- 西区では区役所健康センター棟1階(2月末まで)、黒埼地区総合体育館(3月末まで)、西総合スポーツセンター(3

月末まで)の3か所があります。

- 制度によっては罹災証明受領前に手続き・工事着手を進めることが可能です。担当課や被災相談窓口ご相談ください。
- 賃貸住宅にお住まいの方も、罹災証明を申請し、一定の判定・条件で支援制度を利用できるものがあります。

各制度の概要・留意点（オモテ面と併せてご覧ください）、その他のお知らせなど

■以下、番号はオモテ面の各制度番号に対応し、各制度欄に矢印で示した被害の範囲が支援対象です。

① 住宅の応急修理（申請は3/29まで）

- 被災住宅の居室やトイレなど、日常生活に不可欠な部分の応急修理を支援します。
- 「全壊」であっても、修理することで居住可能となる場合は対象になる場合があります（1ページの欄①の破線矢印）。
- 罹災証明の判定・受領よりも先に工事見積・着手も可能です。ただし、最終的に補助の可否や額は罹災証明の認定が確定してからになるので、場合によっては期待した通りにならない可能性があります。それを踏まえての対応をお願いします。この点は以下の②も同様です。
- 補助分は市が業者に直接支払うので、ご自分で先払いしないように注意が必要です。
- 被害状況が分かる修理前の写真が必要です。

② 住宅等の修繕（①以外の工事も対象）

- 液状化による被害が広く大きいため、①の対象外となる壁・門扉・駐車場等の修理も含みます。ただし、家屋本体の被害（「一部損壊」以上）があることが前提です。
- ①と同様、写真が必要で、罹災証明判定前の先行着手が可能です。一方、①とは異なり、支払いが終わった場合も支援の対象になります。

③ 家屋等の解体撤去（2月19日受付開始）

- 被災家屋の全部解体が対象となり、解体撤去の支障となる塀や立木なども対象とします。
- 家屋の一部のみの解体や、家屋の解体に伴わない車庫・塀・立木などのみの解体撤去は対象外です（危険なブロック塀等の撤去については別途制度あり、⑨を参照）。
- 修理の支援である①・②との併用は不可です。
- なお、農作業小屋などにも対象を拡大する方向で検討されています。

④ 一時的な転居

（1）・（2）いずれも罹災証明受領前に申し込み・手続きは可能ですが、判定後に適否が確定します。

（1）市営住宅への一時入居

- 応急危険度判定で「危険」も対象です（整理表④の破線矢印の範囲でも同判定ががあり得る）。「危険」判定が出ていれば、その後罹災証明で半壊未満の判定が後から確定しても適用対象になります。
- 期間は6カ月（1回に限り延長可能。最大1年以内）。入居前に罹災証明書または応急危険度判定結果がわかる書類の提出が必要です。

（2）賃貸型応急住宅（いわゆる「みなし仮設」「借り上げ住宅」）への一時入居

- 世帯員数で設定家賃の上限があります。2名以下：6万円、3～4名：8万円、5名以上：10万円です。
- 耐震基準を満たしている賃貸住宅で、不動産事業者（仲介業者）が斡旋したものが対象です。
- 窓口に仲介業者のリストが用意されており、被災者が業者に連絡し物件を選びます。
- 礼金・仲介手数料等の一部も支援します。
- 期間は最長2年間ですが、①「応急修理」を併用する場合、期間は最長6月30日までとなります（1月臨時議会の緊急議員提案意見書でその延長を含む制度拡充を国に求めています）。
- 今回の地震被害によってすでに賃貸住宅に入居した場合でも、物件が基準に合致していれば、大家さんの合意の上で、遡及適用できます。

⑤ 住宅の建替・購入（3月上旬受付開始予定）

- 建替・購入を支援。新たな住宅は新潟市内のものに限ります。

⑥ 転居費用支援（3月受付委開始予定）

- 被害により転居を余儀なくされた場合に、その費用の1/2まで、上限15万円まで支援します。罹災判定の条件を満たせば、市営住宅・賃貸型応急住宅以外の住宅への転居も対象です。
- 業者に支払った領収書等が必要です。

⑦ 生活再建支援

- 生活再建を支援します。被害程度、住環境の再建方法（建築・修繕・賃貸等）や世帯人数等によって額が変わります。①・②と異なり、用途の制限はありません。

⑧ 上下水道料金減免

（1）全額免除

- 発災日（1月1日）を含む期間（通常2か月分）の水道料金・下水道使用料分が全額免除となります。

（2）漏水相当分の減額

- 罹災判定に関わらず、漏水が確認された場合、相当分が減額になります。

（1）（2）とも、漏水があって修理の完了が検針日を越えてずれ込んだ場合は、さらに次の期間の請求分にも漏水による減額を適用できる可能性もあります。

⑨ ブロック塀等の撤去

- 道路・公園等に面する危険な状態のブロック塀等が対象で、着手後の申請も可能です。
- 補助率は2/3、限度額は20万円です。ただし、長さあたり単価上限額も設定されており、17,400円／mです。

【その他のお知らせ】

- その他の支援制度も動いています。被害状況や家族構成で支援情報を検索できるシステムも用意されました。
<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/ното-shien.html> の「被災者支援の手引き（WEB版）」からたどってください。右のQRコードからもたどれます。
- 住宅の他、農業用施設の修繕、店舗・事業所の再建などに向けた支援も国・県などが進めています（準備中のものや市が追加的に支援を検討しているものもあります）。詳しくは市のHPか中山まで問い合わせください。
- 下水の排水が流れにくい時、公共管理部分（公共汚水ます）に原因がある場合に限り、同管理部分につながる接続部については、個人敷地内であっても市で対応できる可能性があります。
→問い合わせ：下水道管理センター維持管理課 **281-9060／9062**
- 被害を受けた私道の復旧（一定の条件あり）の支援は罹災証明不要です。申請は3/29まで
→問い合わせ：道路計画課 **226-3045**



今回の能登半島地震で被災された皆様にあらためてお見舞い申し上げます。

この資料は、前回1月28日に新聞折込した「中山均通信」で紹介した支援制度に関する情報をアップデートし、被災者の皆さんからの相談を受けながら、市役所発行のチラシだけでは不十分な点も含めて、制度の概要や注意点をわかりやすく説明するために作成したものです。内容についてのお問い合わせは各担当課が中山まで。最新の情報は市のHP等でも確認ください。なお、市も積極的に対応を進めていますが、課題もあります。支援の改善や拡充などに向け、皆さまの声をお聴きしながら、引き続き取り組みます。

この通信は新潟市議・中山均が作成し、発行には新潟市議会政務活動費の一部を充てています。
本資料の問い合わせ等は 中山均事務所(230-6442)へ